

老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業者に対する行政処分について

令和6年10月7日
旭川市福祉保険部指導監査課

1 趣旨

有料老人ホーム事業者である合同会社桜の木に対し、老人福祉法（昭和38年法律133号）第29条第15項の規定に基づく行政処分を令和6年10月7日に行いました。

2 対象事業者等

(1) 事業者

法人名： 合同会社桜の木
代表者名： 代表社員 石井 千鶴子
所在地： 旭川市北門町21丁目2168番地の87

(2) 施設

施設名： グループハウス桜の木
所在地： 旭川市錦町19丁目2166番地の234
類 型： 住宅型

3 処分の内容

老人福祉法第29条第15項に基づき、改善に必要な措置をとるべきことを命ずる。

4 処分の理由となる事実

(1) 人権尊重義務違反（心理的虐待）があった。

グループハウス桜の木の元介護職員による当該施設入居者への著しい暴言があった。

5 改善命令の内容

虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じること。